

議会の議決を経ずに行った教師用指導書の購入について

令和 6 年度に購入した小学校教師用指導書において、本来、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定より、予定価格 2,000 万円以上の財産の取得については、議会の議決を経て取得しなければならなかったところ、その手続きを経ずに購入していたことが判明しました。

1. 契約の内容

契約件名：小学校教科用図書改訂に伴う指導書の購入

購入内容：小学校教師用指導書

契約金額：28,900,080 円

2. 判明の経緯

他自治体において、必要な議決を経ずに教師用教科書及び指導書を購入していた事案を把握し、本市でも過去にさかのぼって確認したところ、令和 6 年度教師用指導書購入について、議会の議決を経ずに購入していたことが判明しました。

3. 対応

令和 6 年第 3 回柏原市議会定例会に財産の取得の追認を求める議案を提出し、令和 6 年 10 月 2 日に議決されました。

4. 再発防止策

議会の議決に付すべき財産の取得基準を再確認するとともに、契約事項に関する手続きを関係部署と連携して進めるチェック体制を強化し、再発防止に努めます。